

東京都多重債務問題対策協議会
相談部会・貸金業部会合同会議
議事録

令和7年1月17日（金）

東京都消費生活総合センター 17階教室Ⅰ・Ⅱ

午前10時00分開会

○篠田委員 定刻より1分ほど早いのですが、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきます。

マイクは聞こえますか。大丈夫そうですか。

では、お待たせいたしました。

ただいまから、令和6年度「東京都多重債務問題対策協議会」「相談部会」及び「貸金業部会」の合同会議を始めさせていただきます。

本日の司会進行につきましては、貸金業部会のほうで務めさせていただきます。

私は、本日の司会進行を務めます、東京都産業労働局金融部貸金業対策課長の篠田でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催に当たりまして、貸金業部会長である産業労働局金融部長より御挨拶申し上げます。

原部長、よろしくお願いいたします。

○原部会長 おはようございます。

貸金業部会の部会長を務めております、東京都産業労働局金融部長の原でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

着座にて失礼いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、東京都の多重債務問題対策の推進に多大なる御協力をいただいておりますことを御礼申し上げます。

貸金業部会におきましては、ヤミ金被害や金融トラブルの防止に向け、今年度も関係機関の皆様の御協力をいただきながら、普及啓発活動に取り組んでまいりました。

昨年6月と11月には「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を実施し、公共交通機関や駅前大型ビジョンでの啓発動画の放映、インターネット広告、関係機関のホームページ等での啓発活動に取り組んだところでございます。

また、同じく11月には、イベントへの出席による普及啓発といたしまして、立川市にございます昭和記念公園での「たちかわ楽市」及び新橋駅前S L広場での「新橋古本市」に出展し、活動を行いました。

これらに加えまして、金融トラブルの被害に遭いやすい高校生、大学生をはじめとした

若年者層や、高齢者層を対象に、金融の基礎知識の習得やヤミ金融被害防止などのための出前講座を、本部会の委員でもあります日本貸金業協会様と連携して開催しております。

今後とも、ヤミ金融被害や金融トラブルの防止に向け、相談部会の皆様も含めまして、関係機関の皆様としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

本日は限られた時間ですが、どうぞよろしく願いいたします。

○篠田委員 続きまして、相談部会長より御挨拶いただきたいと思っております。

消費生活総合センターの小菅所長、よろしく申し上げます。

○小菅部会長 皆様、おはようございます。

相談部会長を務めさせていただいております、小菅と申します。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

皆様方には、日頃より多大な御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、相談部会では、平成20年度以降、東京都と23区、26市、1町が共催し、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センターなどの法律専門相談窓口の方々には債務整理等、精神福祉士の方にはカウンセリング、生活再生窓口の方には家計診断等と、それぞれに御協力いただき、特別相談「多重債110番」を9月と3月の年2回実施しております。

9月に実施した特別相談の結果につきましては、後ほど御報告させていただきますが、令和6年度上半期に受け付けた相談全体を見ますと、コロナ禍後の物価上昇に伴う生活困窮者の方からの御相談や、投資詐欺や副業の契約トラブルなどを原因として、これまで借金のなかった方が多額の借金を背負ってしまったなどのケースが目立っております。

特に最近の消費生活センターの相談におきましては、資産のある高齢者だけではなく、知識のない若者をSNS等で勧誘し、高額な契約に誘い込み、複数の消費者金融から借金をさせるなどの悪質な手口が増えており、若者への周知の重要性を痛感しているところでございます。

そこで、3月に実施いたします特別相談においては、若者にも広く「多重債務110番」があることを知っていただきたいと考え、今回、初めて広報用動画を作成いたしました。YouTubeやTVerなどのほか、都営地下鉄や街頭ビジョンなど、できるだけ多くの媒体を使い、流す予定としております。

本日は、作成中ではございますが、この動画を御覧いただこうと考えております。

合同部会にお集まりの皆様で知恵を出し合い、多重債務の対策について、より一層効果的に進めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○篠田委員 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から所属と役職、お名前の御紹介をいただきたいと思います。

恐れ入りますが、相談部会の委員の方から貸金業部会の委員まで、名簿の順に簡単な自己紹介をお願いいたします。

それでは、初めに、東京弁護士会の松原委員、お願いいたします。

○松原委員 皆様、おはようございます。

東京弁護士会の法律相談センター運営委員の副委員長をしております、松原と申します。よろしくお願いいたします。

今期から初めて就任させていただきましたので、正直、どれぐらいの議論と、東京弁護士会としてどれぐらいの御協力ができるのか、今のところまだあまり分かっていないところではありますが、皆様の会議の議論を聞かせていただいて、御協力できるように尽力してまいりますので、よろしくお願ひします。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、第一東京弁護士会の田中委員、お願いいたします。

○田中委員 おはようございます。第一東京弁護士会の弁護士、田中信一郎と申します。

弁護士で、法律相談等で多重債務問題に関わっておりますので、その辺りの知見と言えるものがあるかは分かりませんが、御協力できればと思います。

よろしくお願ひします。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、第二東京弁護士会の笹森委員、お願いいたします。

○笹森委員 第二東京弁護士会の法律相談センター委員会副委員長の笹森真紀子と申します。よろしくお願ひいたします。

私も、法律相談等で債務整理の案件を多く担当しておりますので、今回、いろいろとお話できればと思っています。よろしくお願ひいたします。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、東京司法書士会の安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 おはようございます。東京司法書士会理事の安藤でございます。

今日、相談センターからいろいろと情報を聞いてまいりましたので、折に触れ、話ができればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○篠田委員 ありがとうございます。

日本司法支援センターの杉岡委員は、本日御欠席の連絡をいただいております。

続きまして、日本クレジットカウンセリング協会の米澤委員、よろしくお願いいたします。

○米澤委員 米澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠田委員 足立区の石鍋委員は、本日御欠席との連絡をいただいております、代理として、足立区産業経済部産業政策課消費者センターの今井所長に御出席いただいております。

今井所長、よろしくお願いいたします。

○今井所長 足立区消費者センター所長の今井でございます。

本来は石鍋が出席するところ、大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、八王子市市民部消費生活センター所長の奈良委員、よろしくお願いいたします。

○奈良委員 おはようございます。八王子市消費生活センター所長の奈良と申します。

今月の末には、自殺対策庁内会議が催されますので、今回の会議を勉強にさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○篠田委員 ありがとうございます。

瑞穂町の長谷部委員は、本日御欠席の連絡をいただいております。

続きまして、貸金業部会です。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の中村委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員 おはようございます。全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会川の手市民の会の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○篠田委員 米澤委員につきましては、相談部会の委員にも御就任いただいております、先ほど御紹介いただいたところでございます。

続きまして、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長の菅原委員、よろしくお願いいたします。

○菅原委員 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの菅原と申します。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○篠田委員 続きまして、財務省関東財務局東京財務事務所理財第四課長の岩崎委員、よろしくお願ひします。

○岩崎委員 おはようございます。関東財務局東京財務事務所理財第四課長の岩崎と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○篠田委員 続きまして、警視庁生活安全部金融犯罪対策室長の高部委員、お願ひいたします。

○高部委員 おはようございます。警視庁生活経済課の高部と申します。

投資とか勧誘事案、悪質商法、ヤミ金事件のようなものを担当しております。

本日はよろしくお願ひいたします。

○篠田委員 続きまして、警視庁組織犯罪対策部の山口委員は、本日欠席との連絡をいただいております、代理として、警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課の長友様に御出席いただいております。

長友様、よろしくお願ひします。

○長友 警視庁暴力団対策課の長友と申します。委員の山口に代わって出席しております。

本日はよろしくお願ひします。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、都側の出席者の御紹介をお願いしたいところでございます。

西尾委員から座席順に、時計の反対回りでマイクを回して、自己紹介をよろしくお願ひします。

○西尾委員 東京都生活文化スポーツ局消費生活部特別機動調査担当課長の西尾でございます。

私は、悪質事業者の指導、処分を担当しております、そういった事業者が消費者に借金をさせて高額な契約をさせることがあるため、こちらに参加させていただいております。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○平 東京都福祉局生活福祉部の平と申します。地域福祉課長の小林の代理出席でございます。

福祉局は、多重債務の再生窓口を運営しております、引き続き協議会の皆様のお知恵を借りながら施策を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○熊谷オブザーバー 東京都産業労働局金融部貸金業対策課特別検査担当課長の熊谷と申します。

警視庁からの派遣者となります。

よろしく願いいたします。

○高村委員 東京都消費生活総合センター相談課長の高村です。どうぞよろしく願いいたします。

○野口委員 おはようございます。東京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長の野口と申します。改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

○福岡オブザーバー 相談部会のオブザーバーを務めております、消費生活総合センターの消費生活専門課長を務めております、福岡と申します。よろしく願いいたします。

○小澤オブザーバー 東京都保健医療局で自殺総合対策を担当しております、小澤と申します。

自殺の背景に、多重債務や生活困窮の問題も多くあるということで、オブザーバー参加させていただいております。

よろしく願いいたします。

○篠田委員 ありがとうございます。

それでは、これから議事に入ります。

本日の会議につきましては、11時30分の終了予定となっております。

では、初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

机上に紙で配付しておりますのが、4枚なのですが、本日の次第と座席表、相談部会、貸金業部会の委員の4枚となります。

この4枚について不足等がございましたら、挙手をお願いできればと思うのですが、大丈夫そうでしょうか。

それ以外の資料につきましては、お手元のタブレット端末から御覧いただければと思います。

タブレット端末を起動いただきまして、番号が「00」から始まりまして、次第と先ほどの4枚が「03」まで。この4枚は、データでも紙でも配付したところでございます。

「04」からがデータだけの資料でございまして、資料1から「05」が資料2。

ずっと行きまして「13」と頭にあります資料9までが入っているところでございます。

資料に不備等はございますか。

大丈夫そうでしょうか。

また、タブレット端末の操作等、何か不具合、御不明点がございましたら、お近くの職

員までお声がけください。

それでは、早速、お手元の会議次第に従いまして会議を進めてまいります。

初めに、次第の1「東京都消費生活総合センターからの報告」について、東京都消費生活総合センターの高村課長、よろしくお願いいたします。

○高村委員 それでは、ご報告させていただきます。

皆様、資料1を御覧いただければと思います。

「多重債務に関する相談状況」についてまとめたものです。

これは東京都内ではなく、東京都消費生活総合センターで受付した分についてまとめさせていただきました。

令和6年度上半期の数字を入れております。

御覧いただきますとおり、令和6年度上半期の相談件数は217件と、昨年と比べると少し控え目の数字になってございますが、全体を見ると、何となく毎年ジグザグな感じで数字が推移しており、読めないところもございます。

この217件について、分析したものが下の表です。

まず、当事者の職業別を見ていただきますと、給与生活者が半数以上を占めており、それに続いて無職の方となっております。

学生や家事従事者の相談も入ってきているのが気になっているところです。

また、表2は年代別になっているのですが、令和6年度上半期につきましては、20歳代と50歳代の数字の割合が増えているところが気になっております。

先ほど所長挨拶でもありましたとおり、最近では、いわゆる物価高等に関して、生活が苦しくなったということで借金をする、キャッシングをする事例が多いこと。また、悪質商法などで、20歳代の方がSNSなどをきっかけにいわゆる副業関係の契約をさせられ、消費者金融に誘導、借金をさせられるといった事例が増えており、それが反映されているように感じております。

続きまして、資料2を御覧ください。

これは、多重債務協議会相談部会で設置している「東京モデル」をどのくらい実施しているかという資料になってございます。

例年、年度の実績件数が入っているのですが、令和6年度につきましては、上半期の件数となっております。

29件と、例年に比べ少ない数字となっております。

担当する相談員によると、最近では多重債務の相談から「東京モデル」を使って、いわゆる弁護士会とか、そういったところにつなげようとする、自分で対応するからと言って辞退する方が増えているというお話を聞いております。

なぜ辞退するかという理由は、あまり答えていただけない状況ですが、自己破産することを恐れたりする傾向もあるようで、具体的にどうしてここまで減っているかはまだつかみ切れていない状況でございます。

2 ページ目を御覧ください。

この29件について、内容を少し細かく見えています。

債務金額につきましては、1000万円以上の方が4人いて、多いなと感じているところ です。

また、年代についても、先ほど申し上げましたとおり、20代、50代が多くて、50代ぐらいだと生活苦の方が多いように感じているところでございます。

職業等につきましては、先ほどの傾向とあまり変わりがないようです。

最後に「つなぎ先」という形で、どのような専門家につないでいるかということが書いてあります。生活再生相談の窓口が一番多いのですが、法律相談センターにもかなりの数をつなげさせていただいており、お世話になっている状況でございます。

また、債務整理の結果としては、自己破産が8件ということで、破産される方も多い状況になっています。

続きまして、資料3を御覧ください。

この9月に実施した「多重債務110番」の結果プレスになっております。

この2日間で受け付けた相談件数は、全体で164件であり、都の受付分としましては42件となっております。

都受付分の42件について内容を見ていきますと、平均年齢としては56歳で、60歳以上の方が40%を超えているような状況でした。

借入先5社以上の相談が27.8%、約30%であり、1人当たりの平均債務額は約500万円となっております。

次のページは、どのような相談が寄せられたかという事例になっており、先ほども申し上げましたとおり、今回、生活費補填のための借金が多いように思われます。

また、詐欺被害をきっかけに消費者金融から借金をした方や、ギャンブル依存症ということで借金を抱えている方が相変わらず散見されるような状況でした。

次のページが、参考として特別相談で受け付けた相談の概要ということで、概要を数字にしたものとなります。

特に目立つものはないですが、＜参考＞の2ページ目を見ていただきますと、相談者の年齢構成比や借入先の状況等が書いてあります。

先ほど申しあげましたとおり、借入先5社以上という相談者が約30%おり、借入先別数としましては、信販会社が一番多くなっています。

信販会社は具体的には、金利の高いリボ払いで原本が減らず、ずっと払い続けなくてはいけない方や高額な商品やサービスを買って、ローンを組んでいて、それが重くのしかかっているような方が少し多いように見受けられます。

「主な借入れ理由」が最後に入っており、低所得であるため生活費を補填している方が10人、約30%。次に、詐欺や悪質商法が7人、約20%いますが、「詐欺・悪質商法」が今回、目立つと感じております。

今回、資料はありませんが、引き続き「多重債務110番」は3月3日と4日に第2回目を行う予定となっております。

「多重債務110番」のプレスについては1月末、27日頃を予定しており、プレス資料自体はお見せできないのですが、若い方の借金が増えている点に少し視点を置きまして、今回、広報活動を少し変えてみようかということで、いろいろと工夫したいと考えております。

チラシ・ポスターの配布は通常どおりですが、先ほど所長挨拶でも申しあげましたとおり、15秒程度の動画を作成しました。東京都のYouTubeやホームページで流すだけだとあまり効果がないかということで、TVerというインターネットでテレビを視聴できる媒体にCMを入れることができるので、これで流す予定としております。

TVerでは、29歳以下、都内在住などのターゲティングを絞り込んで流すことができるので、2月上旬から3月4日までの1か月間程度、若い人たちに向けて、CMを挟み込んでいくことを考えております。

TVerはCMをスキップすることができないので、全部で15秒ほどですが、見ていただけるのではないかというのが狙いです。

また、競馬場などに依頼して動画をオーロラビジョンに映してもらおう計画もあります。

そのほか、都営地下鉄のチカッ都ビジョンでも動画を流していただく予定です。これは110番の直前の2週間で行いたいと考えております。

あとは、渋谷のRakuten Vision、西新宿のスマートポールなどでも動画が流せればと考えています。

それでは、本当にあっという間に終わってしまうのですが、あちらのモニターで動画を流しますので、御覧いただければと思います。

(動画放映)

○事務局 もう一回映します。

(動画放映)

○高村委員 かなり早口で、言葉を詰め込んでいるのですが、最近の若い方々は、2倍速ぐらいで動画を見る癖がついていると聞いております。これぐらいの速さであれば聞き取れるのではないかということで、15秒の動画、かなり詰め込んだものではございますが、作成いたしました。

効果については、次回に報告させていただきたいと思いますが、基本的に若い人たちに広報できればと考えておりますので、何か皆様のほうでもお知恵がありましたら、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○篠田委員 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

大丈夫そうでしょうか。

また後ほどまとめて発言等の機会もございますので、そのときでも結構でございます。

では、次に、次第の2「産業労働局金融部貸金業対策課からの報告」につきましては、私から報告させていただきます。

資料は「07 資料4 都における貸金業対策」をまずお開きください。

一番上に、東京都知事の登録者数の推移及び全国の貸金業の登録者数の推移を載せてございます。

一番右側を見ていただいて「6」と書いてあるのが令和6年10月時点の数字となっております。

東京都が554社です。ほとんどが会社組織になっていますが、一部個人事業主もございます。

全国が1,500弱ということですので、計算しますと、大体35%ぐらいなのです。

3社に1社強が東京都の業者ですという形になってございます。

左を見ていただくと「14」と書いてございますのが、平成14年です。これが東京都の最大の数です。6,983ですから、今の554の12倍ぐらい、10倍以上あるわけです。

当時は、全国で2万6281ございましたので、物すごく多くの数の貸金業者がいたのだと。

その後、様々な要因によって減少いたしまして、令和元年からこの推移を見てみますと、東京都はほぼ横ばいぐらいの数字なのかなと思ってございます。

ただ、横ばいなのですが、業者の入替えはかなり起こってまして、例えば先ほど申し上げた一番右の令和6年の554は10月末。

令和5年が令和5年度末ですから、3月末なのですが、約7か月ぐらいですか、553から554と1社増えているだけなのですが、実際にはこの7か月で新しい業者が25生まれて、廃業が24ということで、差引きで1社増えているということですので、年間にならしますと、1割近い会社が入れ替わる形になってございます。

廃業する会社は、古くからある会社が多いなど、いろいろな業者があるのですが、新しい業者は非常に様々です。いろいろなことを考えながら新規業態、いわゆるフィンテックとか、いろいろな業態があるところでございます。

続きまして、2番「悪質な業者に対する行政処分数の推移」なのですが、業務改善命令は、令和6年度は、今のところ12月末に1件出しているところでございます。

これにつきましては、貸金業法は帳簿の備付けが法で義務づけられていまして、債務者にお金を貸して、その後督促したとか、いろいろと返済の交渉をしたとか、そういうものを記録して、完済から10年間保存しないといけないのですが、そういったものをそもそも作成していなかったということで、業務改善命令を出しているところでございます。

例年1～3件ぐらいの行政処分を行っているところでございます。

続きまして、3の「苦情・相談件数の推移」でございますが、令和6年度は533件です。これは12月末の数字でございます。

直近2年の令和4年、令和5年は、年度の12か月の数字ですので、これを12月末にすると、令和4年が487、令和5年が547ですので、令和6年は、誤差範囲だと思うのですが、足元は、昨年よりはちょっと減っているところなのですが、明らかに2年前よりは増えている状況にございます。

この内容なのですが、約2割が登録の有無の確認です。

チラシや郵送とか、貸金業者から電話で借りないかみたいなものがあったのだけれども、この業者はちゃんと登録している貸金業者なのですかみたいな問合せが来るのですが、実にこの7割が登録がない業者というところで、まだまだこういったヤミ金、無登録でやっているところはあるのだなといったところでございます。

あと、件数は5%程度、553のうちの25件とか、それぐらいなのですが、保証金詐欺です。これは、例年申し上げているのですが、依然としてなくなるのです。

お金を借りるのに当たって、事前に保証金として支払ってくださいと。その金額が結構な額なのです。何十万とか、場合によっては100万を超えるようなケースなどもあって、そういったところもなかなかなくなるというところでございます。

その下は、資質向上に向けた取組でございますが、貸金業者は、3年ごとに登録の更新を行っているところですが、その登録の更新のときを捉まえまして案内をして、講習を受けてもらう形になってございます。

昔は集まってやっていたのですが、動画配信のほうがいつでも見られる、あるいは従業員多数で見られるとか、繰り返し見られるとか、好評ですので、動画配信で、YouTubeで申し込んだ方限定で見られるようなものにしてございます。

大体更新のときに、8割程度の業者さんが見ていただいて、役に立ったというような形で御意見いただいているところでございます。

実施内容は、こちらにあるとおり、コンプライアンスとか、弁護士さんにお話しいただいたり、検査とか、そういう更新の留意点で、90分程度の内容となっているところでございます。

こちらが都の取組ということで、一旦、こちらは閉じていただいて、続いての資料です。

「08」の資料5です。

こちらが、貸金業部会の啓発活動となっております。

1番は一都三県、東京、埼玉、千葉、神奈川で連携いたしまして、例年6月、11月の2回行っているところでございます。

実施内容は、(1)で、インターネットを活用したということで、リスティング広告とか各機関のホームページ、SNSを使ったり、紙のポスターなども依然として活用して、効果は一定あります。あとは電車の放映とかもやっております。

「(2) イベントへの出展」ということで、11月9日、10日、土日なのですが、立川

昭和記念公園の「たちかわ楽市」に出展しまして、セミナーとか無料の家計相談。こちらFPの方。

無料の法律相談は、今回御参加の弁護士会、司法書士会様の御協力もいただきまして実施してございます。

かなり多数の相談が寄せられているところでございます。

あとはパネルとか動画での啓発やエコバッグ、そのエコバッグの中に、困ったらこういうところに相談してくださいといったチラシを入れながら配っているのですが、2,400。これについては、全て配布しているところでございます。

参加機関は、御覧のとおりでございまして、今回御参加の委員の方々の団体も多数含まれてございまして、御協力誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げたいと思います。

その下に行きますと、東京都のヤミ金融の街頭キャンペーンです。

12月、年末に資金需要が高まりますが、その前に気をつけてくださいよと広報するべきだろうということで、11月を強化月間ということで、新橋のSL広場、古本市をやっていますので、そこでエコバッグを配ったり、駅前に大きいビジョンがあるので、啓発の動画をそういったところに放映したりしているところでございます。

こちらのエコバッグも、全て配布したところでございます。

続きまして、3番、出前講座ですが、主に若い方、高校生、大学生を対象に、高齢者も対象にしているのですが、結果として、申込みは若い方がかなり多くなってございます。

令和6年度の実績につきましては、19団体2,627名となっているところでございます。

内訳を見ていただきますと、高校生が一番多いです。

民法の改正による18歳、19歳からの成年年齢引下げといったところも影響しているのだと思われるところでございます。

4番、その他の啓発活動ですが、偽装ファクタリング。これは、中小企業向け事業資金の気をつけてくださいといったところでございます。

そのほかにも、台東区消費生活展、江東区消費者展への出展を行いまして、注意喚起を行っているところでございます。

貸金業部会としましては、金融トラブルに巻き込まれてしまって、そこから解決というのは、なかなか困難を伴うこともありますので、防止というのですか、近寄らない、巻き

込まれないことが必要だと思しますので、啓発活動に力を入れまして、そういったトラブル防止に力を入れているところがございます。

貸金業対策課からの報告は以上となります。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いできればと思います。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 先ほど御説明いただいたイベント、たちかわ楽市の法律相談で11月10日の午前中を担当しましたので、どのような状況だったか私からもご報告いたします。

おっしゃられたとおり、相談はかなりありました。たしか午前中の3時間で10件近く担当させていただき、あまり暇な時間はありませんでした。

ただ、その中で、多重債務の案件は1件ぐらいでした。場所が会場の端の方にもかかわらず、法律相談自体、たくさん来ていただけるのはありがたかったです、特に多重債務の相談をやっていることがアピールできたらよりよかったですかなと思いました。

毎年弁護士会から派遣させていただきますので、また来年もよろしく願いいたします。

○篠田委員 ありがとうございます。

恐らく、また来年も取り組むと思いますので、御意見を反映しまして、実施していきたいと思います。

御意見どうもありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

○今井所長 足立区の消費者センターの今井と申します。

出前講座のところで、私たちも消費生活問題の啓発で、消費者教育ということで、若年層にも食い込んでいければと思っていて、今、大学回りを始めているのですが、大学のカリキュラムが忙しくて、なかなかうまくいかないところもあり、アプローチの仕方とか、何かお話しただいて、参考になればと思って質問させていただきました。

○篠田委員 そうですね。

学校さんとかですと、カリキュラムというのですか、年間の行事なども、年度末に翌年度のものを組んだりしますので、ちょうど年が明けて今ぐらいから3月ぐらいまでにチラシか何かを作って打って行ってというのは、タイミング的なものかと思われます。

あと、大学とかですと、いろいろと学生さんの活動などもありますから、そういう学生さんの活動などにも着目して、個別の団体に。

我々はそこまでやっていないのですが、先ほど申し上げた大体今から3月ぐらいまでにといいところなのですが、そういうところにもアプローチするとか、いろいろとそういったところはあるかもしれないかと思われま

あるいは金融がなじむかどうかというのはありますが、学園祭とか、そういったイベントを捉まえてとか、いろいろとアイデアはあろうかと思

○今井所長 ありがとうございます。

○篠田委員 よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいですか。

○安藤委員 司法書士会の安藤でございます。

先ほどのお話にかぶせるような形になるのですが、昭和記念公園での「たちかわ楽市2024」イベント出展で、司法書士会は、10日曜日の午後の相談を担当いたしまして、相談をした者からどんな話がありましたかという聞き取りをしたところ、多重債務に関する相談はなかったそうです。たまたまそういう時期でもあるのですが、全部相続の相談だったと聞いております。

別にそれが悪いということではなくて、そういう相談が来れば別にお受けするのですが、イベントの性質上、多重債務なので、広報の仕方はどうしたらいいのかなど。

私も今、では、どうしようというアイデアはすぐに浮かばないのですが、そういう状態でしたという御報告となります。

○篠田委員 ありがとうございます。

来ている方にお声がけするのですが、金融トラブルとか、幅広にお声がけしている形なので、そういう結果になっているところなのですが、また来年度、検討させていただきます。

どうぞ。

○奈良委員 八王子消費生活センターですが、八王子市でも成年年齢引下げが始まった頃から、高校、大学、専門学校に出前講座として市から講師を派遣するという形で実施しておりますが、令和6年度の実績がある学校名などが分かれば、こちらでも重複しないような形でアプローチ等をかけていきたいと思

○篠田委員 すみません。

まず、手元に資料がございませんので、あれなのですが、いろいろな専門学校、大学等が来ていまして、個別の学校名は公表していないところ

ただ、先ほど申し上げた、1月から3月にこういうものを行っていますので、年間を通じてどこかで取り入れませんかというのは、基本的には、1枚のA4のチラシを作りまして、可能な限り全ての高校、全ての大学に配布はしているところでございます。

よろしいでしょうか。

ほかにはございますか。

大丈夫そうですか。

何かあれば、また先ほどの繰り返しですが、最後にでもまたお願いいたします。

では、続きまして、次第の3「各団体・機関からの報告及び情報提供」に入りたいと思います。

資料を御提出いただきました委員から御報告をお願いしたいと思います。

本日は、4つの団体・機関から資料の御提供をいただいております。

今回の報告につきましては、まず、4団体に御報告いただいて、まとめて御意見、質疑を取りたいと思います。

では、初めに、資料6に基づきまして、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会の米澤委員、よろしくをお願いいたします。

○米澤委員 それでは、資料6-1に基づいて御説明いたします。

毎回これをお出ししているのですが、私どもは多重債務の任意整理を中心に、無料で取り組んでいますが、毎日かかってくる電話の件数が一つの目安になると思います。

月ごとに見て、前年同月に比べて増えているところを青く塗ってあります。おおむね昨年、一昨年ぐらいから前年同月を上回っている状況が見てとれます。それが1ページ目の「①電話相談」。

それから、若干月によってばらつきはありますが、カウンセリング件数も増加傾向にあると思います。

私どものデータ以外にも、例えば2ページ目の「④自然人の自己破産」の件数とか、次のページの個人再生の件数、あるいは無担保無保証の債務が3件以上の人の件数を見ましても、おおむね増加傾向にありますので、引き続き要注意の傾向にあると考えています。以上が資料6-1でございます。

それから、最近の事例で少し目についたものを御紹介したいと思ひまして、資料6-2を用意いたしました。

事柄の性格上、資料は席上限りとさせていただきます。御了解いただければと思

います。

ここでは3つ御紹介いたします。

1つ目がギャンブルに関わるものです。学校を卒業して就職もしたのですが、コロナ禍で、なかなか外出できなかつたこともあって、自宅でのギャンブルに手を出してしまった案件です。

これは、きちんと返済計画が作れましたので、和解が成立して、これから返済に向かうところです。ギャンブルをしないようにカウンセリングの頻度も狭めてやってきました。

2つ目は、投資詐欺が疑われたものです。

家族との関係が難しいこともあったようでして、外国人女性と思われる者とのやり取りにはまって暗号資産への投資を勧められ多額の債務を負ってしまったというご案件です。

私どもの介入によって債権者との和解は成立し、完済はできたのですが、本人は、詐欺ではないかとも疑って被害金額を取戻そうとしたけれども、そちらはとても無理だということに断念しました。

最後のケースですが、ネットで調べた法律の専門家に任意整理を委任したのですが、複数ある債務のうちの半分以上について、数年間放置されてしまったという件です。

これも和解が成立して返済中ということですが、こういう、いかななものかという資格者の方もおられるということです。

実は2番目のケースも、詐欺だと主張していた金額の取戻しについて、資格者の事務所の事務員に相談しただけで、着手金を払ったのだそうです。

私どものカウンセリングを受けて、とてもこれは取り戻せないと断念しました。

今、資格者のホームページもいろいろとたくさんございまして、よし悪しが分からないというのが実態だろうと思います。

いろいろと評判のあるような事務所のホームページを見ましても、私どもの業界のホームページと全然遜色なくて、むしろ向こうのほうが分かりやすく立派です。

幸い、東京都のホームページを見ますと、ここにおいでの方々が所属していらっしゃる組織の相談窓口が一覧になっているページもあります。もし可能でしたら、「問題のある事務所もあるので御注意ください」といったことをホームページの目立つところに掲示していただき、そこから、今申し上げた、信頼できる窓口一覧のページに誘導できるような工夫もしていただけるとありがたい、と思った次第でございます。

私からは以上です。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、日本貸金業協会の菅原委員、よろしく申し上げます。

○菅原委員 では、資料に基づいて御説明します。

資料が非常に多く恐縮ですが、おめくりいただき、1ページ目です。

当協会ですべて受付けています「相談・苦情・紛争概要」の、令和6年度上半期の数字です。

相談受付件数は、一般相談、多重債務関連相談ともに増加しております。

合計5,619件で、前年度の上期と比べても639件増えています。

多重債務関連相談につきましては、当協会ですべて受け付けています貸付自粛に関する相談が2,504件で、前年度の上期と比べて388件増えています。

次に貸金業者に対する苦情処理受付件数は、苦情についてはやや幅広に受け付けていること。

それから、コロナが終わって、資金需要者の方々の経済活動が活発になったことなどに伴って、貸金業者の貸付残高等も増えておりますので、そういったことから前年度の上期と比べて20件ほど増えています。

2ページ目です。

「若年者・若年層に関する相談」ですが、若年者・若年層の相談につきましては、微減となっております。

上期の若年者・若年層に関する相談は347件で、18歳、19歳の若年者、新成人の方々に関する相談は、前年の上期と比べても6件で、微減ということでございます。

また、成年年齢引下げに伴って開設しました「若年者金融トラブルホットライン」という専用の回線につきましても、数としては少なく若年者自身が多重債務に陥っているという相談は、ありませんでした。

貸金業者も、18歳、19歳に積極的に融資している業者はごく僅かで、ほとんどが20歳以上からの契約ということになっており、特段そういった相談はないということでございます。

3ページ目でございます。

先ほど来、いろいろと御報告がありました「金融トラブル相談」でございます。

令和6年度の上期ですが、金融トラブルに関する相談は325件で、前年度上期と比べて172件、112.4%と、非常に増えてきております。

既に御承知の事と思いますが、遠隔操作アプリを利用して、消費者金融から高額な借入

れをさせるという副業詐欺による若年層の消費者被害が増加しているということでございます。

この辺りは、後ほどまた少し御説明させていただきたいと思いますが、強化に向けては、貸金業者に対し引き続き水際対策の強化をお願いしているところでございます。

4 ページです。「貸付自粛制度」ですが、これも非常に増えてきております。

令和6年度の上期に当協会を受付けた件数は3,366件で、前年度の上期と比べて1,031件増加しています。

これは、先ほどクレジットカウンセリング協会さんの事例でもありましたが、ギャンブルをやめられない、これをするために借金を繰り返してしまうという方が非常に多い。

右下の円グラフを見ていただくと41.5%が、「ギャンブルがやめられず、借金を繰り返してしまって、家族に迷惑をかけるので、貸付自粛を出しておきたい。」という方で、非常に多くなっております。

5 ページは「生活再建支援カウンセリング」ですが、カウンセリングにつきましては、令和6年度上期60件で、数は減ってきております。

家族からの相談が非常に多くございまして、その場合は御夫婦、あるいは親子を対象としたカウンセリングも実施しまして、御本人だけではなくて、そういった周りの方も含めたカウンセリングも行っています。

続きまして、御参考ですが、当協会では「他機関との連携」について、継続して財務局、国民生活センター、消費生活センター、協会員等との意見交換、出前講座などを通じて連携を図っております。この辺りは、御参考で見ておいていただければと思います。

続いて、金融経済教育と啓発活動、それから、令和5年に立ち上げた金融リテラシー向上コンソーシアムについて簡単に御説明をしたいと思います。

ページでは8 ページです。当協会に関係機関を通じて、啓発の冊子を広く無償配布しています。

「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」ですが、こういったものを作成し、これを通じて出前講座等も実施しております。

また、若年層は、先ほどもお話がありましたが、長い時間動画を見るようなこともなかなかないようございまして、短い時間で見るT i k T o kといったところに注意喚起動画を配信しております。

次のページは、当協会で行っています啓発活動の啓発ツールでございます。

御参考に見ておいていただければと思います。

この資料の後ろのほうに、左下の青いQ&Aブックを御参考でつけておりますので、各方面の消費者啓発等で御利用されたいということであれば、ぜひ無償で配布もしておりますので、お申し込みいただければと思います。

次のページですが、先ほども、若い方は、なかなか長い時間じっと動画を見るということをしないう、2倍速で見るといような話もありましたが、我々の作った啓発動画を中央大学の心理学の先生を通じて、学生さんに見ていただいたところ、駄目出しが非常に多くございまして、率直な意見をいただきながら監修いただいて、こういう副業トラブルの注意喚起動画、若い方が見ても心に届くような動画を作成したということでございます。

11ページの、金融リテラシー向上コンソーシアムは、令和5年6月に設立しました。

当初は、消費者金融の大手4社と当協会が協力して、若い方たちへの金融リテラシーの向上が非常に大事だということで始めたのですが、現在では、10社を超える協賛をいただいております。

今年度は「金融トラブル防止策の推進強化」と「教育啓発活動の量的拡大・質的向上」というテーマを主要施策としております。

次のページは、今、非常に多くなっている副業詐欺・投資詐欺で、消費者金融からお金を借りさせられてしまうといった被害に対し、貸金業者も黙って見ているわけではなく、水際で何とか食い止めようということで、不審な申込と思われる場合は電話をかけるとか、様々な対策を練っております。

被害も増えてはいるようですが、水際で止めている件数も増えてきているということでございます。

次のページは、副業詐欺等の悪質な詐欺に使われる送金先の口座(被害者が送金した先)を凍結等することを目的として、金融リテラシー向上コンソーシアム(4社)から銀行へ当該口座情報を連携する施策が行われています。

今後は、実績をモニタリングし、連携する情報の拡大を行うとともに連携する銀行を拡大する予定です。

14ページは「金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況」ということで、数多くの学生・生徒さんにこのセミナーを受講していただいて、少しでも悪質な金融トラブルに巻き込まれないようにということで活動を引き続きしておるところでございます。

次からは参考で、先ほど申し上げましたQ&Aブックを載せておりますので、また御覧

いただいて、ここに書いていますが、ネットでお申し込みいただければお送りすることもできますので、活用していただければと思っているところでございます。

私からの報告は以上です。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、資料8に基づきまして、関東財務局東京財務事務所の岩崎委員、よろしくお願いたします。

○岩崎委員 それでは、私からは、資料8の御説明をさせていただきたいと思います。

スライドの2枚目、右下にページ番号を振っておりますが、1ページ目を御覧いただければと思います。

令和4年度から令和6年度までの多重債務相談の受付状況でございますが、私どもの相談の状況も足元で増えているということでございまして、中段の左のグラフを御覧いただければと思うのですが、令和4年度が172件。

令和5年度が252件。

令和6年度は、4月から11月までの8か月間ですが、220件ということになっておりますので、恐らく、3月末の令和6年度までには、令和5年度より大幅に増える件数になるのではないかと懸念しております。

ただ、相談者の年齢層とか相談内容では、昨年度以前と比較して、特段特徴的な傾向はないということでございます。

次に、認知媒体です。

私どもの相談窓口を何で知ったかということでございますが、これは真ん中のグラフを御覧いただければと思いますが、小さくて恐縮なのですが、インターネットによる検索が増えております。金融庁とか財務局のホームページから東京財務事務所の多重債務相談の窓口を知った方が一番多いということでございます。

次に多いのが、ほかの機関とか御家族からの紹介ということなのですが、右のグラフを御覧いただければと思いますが、他機関の中でも多いのが、医療関係とか福祉分野からの御紹介が多いということで、医療分野ですと、東京都発達障害者支援センターさんとか精神保健福祉センターさん。

福祉分野ですと、生活困窮者自立支援相談窓口さんとかいのちの電話さんといったところからの紹介が多くなっているということでございます。

こういった状況を踏まえて、2つ目として、多重債務相談傾向を踏まえた今後の支援体

制の方向性ですが、東京都のこういった関係機関との連携を深めながら、借金の解決だけではなく、相談者の方々もいろいろな状況を抱えておりますので、こういった生きづらさの解決につながるように、引き続き、医療機関を含めた地域の福祉窓口と連携しながら解決を図っていきたいと考えております。

続きまして、ページをおめくりいただき、2ページ目。

これは、以前からこちらの場で御紹介させていただいておりますが「家計すごろく」の話になります。

いろいろな事情によって学校に通えない生徒とか、障害を抱えた方々に対して、遊びながら金融経済教育を行えるツールとして、私どもの多重債務相談窓口で「家計すごろく」を作成しております。

こういったすごろくという遊びの中で、借金とか家計管理といったものを疑似体験することによって、お金に関する知識を身につけていくことが目的でございます。

東京都内に限らず、遠方の施設さんとか機関でも御利用いただけるように、私どものほうですごろくのキットを一式用意しております、無償で提供しております。

また、今後は、こういった遊び方をするのかという簡単な動画なども作成予定でございます。

最近の事例で申し上げますと、静岡県の特別支援学校でこのすごろくを使いたいという御要望をいただきまして、東海地方に東海財務局があるのですが、こちらとも連携の上、そちらの支援学校で実施しております。生徒の人数とか、いろいろな障害の状況に合わせて施設さんのほうで遊び方をアレンジしながら行っていただいたところ、学校側から非常に高い評価をいただいたということでございます。

何か御関心があれば、こちらのほうにお気軽に御相談いただければと思います。

次のページをおめくりいただきまして、3ページ目。

こちらは、金融庁が毎年公表しております「金融行政方針」の抜粋になるのですが、こちらの行政方針の中で「多重債務問題への対応等」とか「金融犯罪への対応」について言及しておりますので、そちらの御紹介になります。

まず、多重債務問題に関しましては、特に成年年齢引下げを踏まえた若年者対応ということでございますが、具体的には、当局の立入検査や通常の監督業務の中におきまして、貸金業協会さんの自主ガイドラインの遵守状況とか、若年者への貸付状況といったものについて、モニタリング等を行っていくとしております。

次に「金融犯罪への対応」でございますが、依然としてフィッシング詐欺をはじめとしたSNSを通じた詐欺事案、個人間融資などのヤミ金問題が発生しておりますので、こういった状況を踏まえて、注意喚起を強化するとともに、警察御当局等との連携により、厳正に対処していくことにしております。

ページをおめぐりいただきまして、4ページになります。

「金融分野の利用者保護の取組」でございますが、これは前回、7月のこちらの部会でも御紹介させていただきましたが、関東財務局でこういった注意喚起の動画を作成しております。

著名人なりすましによる投資詐欺とかフィッシング詐欺、個人間融資といったもののポイント、どういうところに注意すればいいのかという短い動画を作っております、こちらを関東財務局のYouTubeとかSNS、XとかFacebook、Instagramといったものの中で配信しております。

また、それ以外にも、対面用のパワーポイントを使った動画なのですが、こういったものを作成しております、ほかの財務局とか消費生活センターさんに展開しております。

こういったところで、講演とか講義等でも御活用いただいているということでございます。

最後に、5ページ目でございますが、こちら先ほどの金融庁の行政方針の中で、捜査当局との連携という話をさせていただきましたが、毎年、関東財務局で年に1度、警察当局の方と連携しながら、詐欺被害の未然防止等の取組等に対して、情報共有という形で会合を持っておりますので、こちらの御紹介ということですが、こちらの資料に入れさせていただきました。

私どもからは以上になります。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、資料9に基づきまして、保健医療局の小澤課長、よろしく申し上げます。

○小澤オブザーバー 保健医療局の小澤です。

この会議に毎回参加させていただいて、参考に自殺の状況を御紹介しております。今回は、昨年度の数値がまとまりましたので、ご紹介します。

1枚目の上段は東京都の自殺の状況で、令和2年以降、自殺者の数が増えている状況がまだ収まっておりません。

下段は全国の数値で、昨年度は若干落ちております。

次のページは「自殺死亡率の推移」を全国と東京都で比較しておりますが、こちらは、人数の変化が小さかったもので、前年同になっております。

3 ページ目は参考なのですが、都民の方の自殺について、年齢、性別で自殺死亡率を表示したもので、数年間の都の数値に令和5年分だけ全国値を比較で重ねたものです。東京の自殺死亡率は、全国と比べて、全年代の平均は1ポイント低くなっておりまして、御覧のように全体では、おおむね全国の数値より低くなっています。昨年度については、東京は20歳以下の方の自殺死亡率が全国より高く出ております。

中段は「男性」ですが、男性は全体の傾向とあまり大きな差はなく、下段の「女性」については、例年、全国数値よりも東京都の女性の自殺死亡率のほうが若干高くなっております。

次のページに「自殺の原因・動機の構成比」を年齢階級別にお示ししておりますが、男女と年代で差が出ておりまして、特に男性では、黄緑色の「経済・生活問題」が背景にあったと集計されている方が比較的多くいらっしゃるようです。

また、この内訳としては「生活苦」「多重債務」「その他負債」もかなりの割合を占めておりまして、本日の部会に御参加の皆様の相談支援によって解決いただくことで、自殺につながる要因を一つ少なくできることとなりますので、今後ともぜひよろしく願いいたします。

私どもの部署では、経済・生活問題の相談を受け付けているわけではないのですが、自殺の背景にある様々な問題に対する相談窓口をまとめてホームページに掲載したりしておりまして、この部会に御参加の皆様の機関の多くは窓口を掲載させていただいております。

今年度、財務省の相談窓口も掲載させていただいております。近年「経済・生活問題」の自殺の原因・動機に占める割合は高くございますので、もし御協力いただける機関がありましたら、新たに掲載させていただければと考えております。

御説明は以上です。

○篠田委員 ありがとうございます。

以上で、4つの団体・機関からの御報告をいただきました。

これに対しまして御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

今井所長。

○今井所長 私自身が不勉強で、すごく拙い質問になるかもしれませんが、先ほど、日本貸金業協会の菅原委員から、「18歳、19歳は、事業者があまり貸出ししない。ほとんど

が20歳を超えたところで契約になっている」とご説明がありました。その意味合いとしては、収入があるということだと思います。

学生とかでも、投資のためにアプリを使って、事業者から言われるままに操作をして、何十万も、何社からも借りてしまったとの相談が寄せられています。私自身が振り返ると、車を買ったり、家を買ったりという場合は、いろいろと審査があって、すぐには貸してもらえないと思っているのですが、貸金業者にもうまみがあるものなののでしょうか。

○菅原委員 貸金業者も、貸して回収できなければ利益になりませんので、そういった先に積極的に貸し出すことはありません。

当然、貸金業法で、回収・取立てについても厳しく制限されていますので、貸金業者としては、あまり若い方に高額な融資を積極的に行いたいとは思っていないと思います。

しかしながら、副業詐欺などでだます側に指南役のような人物がいるわけです。彼らの巧妙な指示に従い、例えばネットで申し込むときには、「ここはこのように入力下さい」と指示されます。さらに電話がかかってきた際に、「最近はこうした詐欺がはやっているので、注意してください」と確認された場合でも、「そんなことは気にしなくていい」と言われるなど、悪知恵を吹き込まれた結果、最終的に、申し込んでしまうのです。

貸金業者も注意はしているのですが、指南役から指南されて、ネットで一遍に何社にも申込みをすることで、蓋を開けて見たら、数社から借入れをされている若者がいるのは事実だと思います。

○今井所長 ありがとうございます。

○篠田委員 ありがとうございます。

ほかには大丈夫そうでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。

日本クレジットカウンセリング協会からの資料6の事例紹介にあるような、専門家に頼んだら放置されて、介入したという事例について、あくまで一司法書士としての発言としてお聞きいただきたいのですが、債務整理の相談を受ける中に、以前、債務整理を別のところに依頼していたが、解決しなかったというものがありました。

債務整理の内容を聞いてみると、全然専門家が面談していなくて、事務員が対応しているとか、そもそも面談そのものをやっていないとか、そういう問題事例はそれなりにあるようで、相談のあった事務所のホームページを見てみると、結構立派なホームページが出

てきたり、規模が大きかったり、あるいは広告を派手に打っていたりということはございます。

何が言いたいかという、広告の規模とかウェブサイトの立派さ、どのぐらいの人数が在籍しているとか、事務所の規模と仕事のクオリティーは必ずしもリンクしているとは言えず、大きければしっかりとしているものでもない。

では、小さければいいのかという、そうでもないと思うのですが、それを外形から対応してくれるところかどうかを判断するのは非常に難しいのだろうと、まずは感じているところです。

司法書士会や弁護士会とかが、信頼できる専門家リスト、信頼できない専門家リストを作成することができるかという、定められた所定の懲戒や注意勧告とか、そういう手続以外のことは多分できないので、現状では非常に難しく問題があると思います。

ただ、これは会としての事業ではないのですが、債務整理の二次被害があるということで専門家は心を痛めており、有志で行う二次被害の対策全国会議もあるようですので、このようなところに相談するのも一つの手かもしれないなと思っております。

あるいはそれぞれの会(弁護士会や司法書士会)の相談窓口でも、(弁護士や司法書士に)適切な対応をしてもらえないという相談に関して、何らかの対応をしていただけるのではないかと考えております。

以上です。

○篠田委員 ありがとうございます。

ほかには大丈夫そうでしょうか。

田中委員。

○田中委員 今の安藤先生のお話に付け加えて、弁護士会もそのような債務整理等で不適切な処理をしているのではないかと疑われる事案等が散見されることは把握しております。例えば法律相談に来られる方が、以前、そういうところ(適切な債務整理をしてもらえない弁護士)で債務整理をして、なかなか返し切れなくて困ったということで、結局破産になってしまう例は最近散見されております。

ほかの部会等でも説明したと思うのですが、法律相談で聞き取った問題のある事務所の情報を共有して、弁護士会で何らかの対応をしようと、今取り組もうとしておるところでございます。

あと、ロマンス詐欺等に対応すると言って、弁護士が着手金を取って、ほとんど動かな

いという事案も把握しており、これについても各弁護士会のホームページ等のトップからみられるところに、「こういう事案については依頼をいただいても難しいですよ」ということを注意喚起としてホームページに掲載したりすることは、各弁護士会でも行っているのですが、それ以上のこと、例えばこの事務所は駄目だなど書くことはどうしてもできません。弁護士会としても、対応としてやれることはやっていこうと動いている次第でございます。

○篠田委員 ありがとうございます。

ほかに。

米澤委員。

○米澤委員 皆さんもいろいろと御苦労されているのは非常によく分かります。

私どもの協会も債務整理を前面に出していますので、悪質な人がはびこると、私どものように無料でやるというのが、かえってうさんくさい目で見られることも起こりかねないので、危機感を持っています。協会の理事の中にも、この問題を心配する声があります。

今、安藤先生もおっしゃったように、いい事務所、悪い事務所のリストなどはとても作れないと思います。そこで、せつかく東京都が多重債務相談の「東京モデル」のイメージをホームページで紹介し、そこには、ここにいらっしゃる皆さんが所属しておられる組織の一覧を出していますので、このようなページに誘導するような工夫をしていただけるとありがたいと思って、先ほど申し上げたような次第でございます。

○篠田委員 ありがとうございます。

ほかに御意見や御質問とかはございますか。

そうしましたら、時間は、かなり議論が活発になりまして、あと10分ちよつととなりましたので、これ以外に何か御報告をぜひしたいという委員の方がいらっしゃいましたら、挙手いただければと思うのですが、大丈夫ですか。

私から数名、今回、初の参加となります松原委員、時間の関係もございますので、1～2分で何か近況の御報告とかがあれば、よろしくお願ひします。

○松原委員

先ほどからお話を聞いていて、若年層への啓蒙活動がすごく大事だと思います。私も子供がいるのですが、話していても、本当に全然分かっていないところがあって、それでいながら、子供の携帯に詐欺のメールが届くので、啓蒙活動は本当に大事だなと思っています。

す。もちろん、弁護士サイドもそうだと思います。

例えばさっき自殺の話がありましたが、正直、弁護士の立場からは、自殺しなくてはならないような事案はほとんどないと思っています。債務の問題だったら、もちろん破産すればいい話。

(破産)すればいいなどと言うと、申し訳ないのですが、言葉が難しいというのはあると思うので、中高生あたりから少しずつ言葉の説明をしていって、知識を広めていくのが大事だと思いました。弁護士会としても、何か取組ができればいいなと思っています。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、第二東京弁護士会の笹森委員から、何か足元の状況等はございますか。

○笹森委員 私も、多重債務の問題を扱っている中で、若い方が安易にクレジットカードを使っていると思います。リボ払いの仕組みなどを全く分からず、毎月3万円払えているから大丈夫、カードが使えているから払えているのだろうと思っていたら、ある日突然、結構高額な請求が来て、それは引っ越し費用に使ったということだったのですが、調べてみると、ほかにもリボ払いで支払っていたものがいくつもあって、最終的には自己破産になってしまったというような相談がここ最近、何件かありました。若い方のクレジットカードに対する意識や考え方などは、上手に啓蒙していかないといけないと考えます。

また、若い方で、副業として、買って転売すればもうかるとして活動している方などについても、最近、破産する案件が散見されています。前は、生活費として(お金を)使ってしまったとか、そういう方が多かったのですが、最近では、一見困ってなさそうなのに、気づいたら借金が膨れ上がっていましたとか、安易に(お金を)使ってしまったという方がすごく多いという印象があって、啓蒙していかなくてはならない点であると、今回も実感しました。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、全国クレサラ・生活再建問題の中村委員、足元の動き等を御報告いただければと思います。

○中村委員 川の手市民の会では、相談活動をしているのですが、広報活動が十分にはできていないということで、ほかの被害者の会からの紹介案件等が今メインとなっています。

相談の内容としては、コロナ禍以降は、ヤミ金や後払いサービスとかも含めて、一時期増加していたのですが、そのような内容は沈静化して、多重債務の御相談で来られる方は、

遊興費や浪費とかよりも、疾病や失業とかの生活苦とか、自営業をやっていたのですが、廃業して、その後の生活費とか、そういったことをきっかけとして多重債務に陥って、相談に来られる方が多い傾向がありますということです。

以上です。

○篠田委員 ありがとうございます。

続きまして、警視庁の高部委員、よろしく願いいたします。

○高部委員 警視庁生活経済課の高部です。

我々はヤミ金事件を担当しておりまして、無登録の業者、皆さんが対応しているものとは違う、犯罪者のことなのですが、昨年、警視庁としまして、全国で2例目となる中古品買取りを装った先払い現金化というヤミ金グループを大量に検挙いたしました。

中古品を実際に売買するのではなく、買取り金名目でお金を貸し付けることをネット上でやるということなのですが、本当にそういう無登録のヤミ金業者はますます巧妙になっておりまして、潜在化している。当然、会社名が載っているところに実態はないと思います。口座も他人名義だったり、犯罪者にたどり着くのがなかなか難しくなっているところがございます。

借りるほうも、ネットで簡単にすぐにお金を融資してもらえますので、高金利で払うことにはなるのですが、ネットだからということで安易に借りているのかなという感じが非常にしております。

我々警察は、我々でなければ追跡できないようなところの事件で、しっかりと新しい手口に対応して検挙していきたいと思っております。

それに伴って、皆様方とこうやって情報共有しながらいろいろな啓発活動、教育であったり、いろいろな相談対応とか、そういう意識面のところでもっと高めていかなければいけないと感じておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○篠田委員 ありがとうございます。

以上で、本日予定しました議事は終了しましたが、全体を通じまして何か御意見や御質問、追加での報告とかはございますか。

ないようですので、会議については、これで終了したいと思います。

会議終了に当たりまして、貸金業部会長より御挨拶申し上げます。

○原部会長 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりお時間をいただきまして、誠

にありがとうございました。

御所属における近況や取組など、大変貴重な御報告をいただきまして、有意義な情報交換、意見交換の機会となったと考えております。

引き続き、皆様と緊密に連携を取らせていただきまして、多重債務問題の防止と解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○篠田委員 それでは、以上をもちまして、令和6年度の「相談部会」「貸金業部会」の合同会議を閉会いたします。

次回の日程につきましては、改めて御連絡申し上げますので、どうぞよろしく願いします。

では、皆様、どうもありがとうございました。

午前11時30分閉会